

「共同親権」の試案先送り

離婚後の養育巡り法制審議会

自民で意見割れ再調整

離婚後の子どもの養育について検討する法制審議会(法相の諮問機関)の部会は30日、予定していた中間試案の取りまとめを延期した。父母双方の親権保持を可能にする「共同親権」を導入する民法改正を巡り自民党の議論で意見が割れ、再調整が必要になった。

法制審の家族法制部会 中間試案のたたき台をまとめた。現行法は離婚すると父母のどちらかしか親権を持ってない。

11年の民法改正の際、衆参両院の法務委員会で付帯決議に共同親権の検討を盛り込んだ。父親の育児参加の広がりといった社会の変化を受け、離婚後も夫婦がともに子の養育に責任を持つべきだとの機運が高まった。

法制審は7月19日の中



法制審議会は離婚後の共同親権を議論する部会を開いた(30日、法務省)

張も提起された。ドメスティックバイオレンス(DV)の継続を懸念する慎重意見もあった。様々な意見が出る状況で一部の議員が「部会での議論が中間試案に反映されないのか」と疑問を呈した。直後の30日に決めるのは難しくなり、再検討することになった。そもそも中間試案のたたき台は方向性が明確でなかった。共同親権を選べる案と従来通り「単独親権」のみを維持する案の双方を用意した。

共同親権を採用した場合に子の日常の世話に責任を持つ「監護者」の決め方も複数案が並んだ。選択肢が複雑で「パブリックコメント」にかけても確かな回答を得られないのでは」との意見も専門家にあったという。厚生労働省によると日本の離婚件数は20年におよそ19万3000組で、うち11万1000組程度は未成年の子がいる夫婦だった。多くは裁判所などが介入しない「協議離婚」で、養育費や面会交流の心配も出る。

共同親権の定め方も2案併記だった。一つは父

共同親権の賛否の主な理由	
▼賛成	子の養育費支払いに父母双方が責任を持てる
	離婚時の親権争いを防げる
▼反対	父母の意見が対立し子に関する意思決定が滞る
	離婚の要因となったDVや虐待が継続する

「単独親権の仕組みは離婚したら養育の責任もなくなると考える親が一定数出てきてしまい子の利益を守れない」。「親子の面会交流を実現する全国ネットワーク」代表で家族法制部会の委員の武田典久氏は訴える。

米国や英国、ドイツ、フランス、韓国など主要国は共同親権を認めるのが一般的だ。単独親権を定めるのはインドやトルコなど一部にとどまる。

半面でDVや虐待の継続への懸念から共同親権に反対する声は根強い。子の世話や進学に関して父母が協議する必要に迫られ、関係を断てなくなるとの見方がある。子に関する意思決定が滞るとの心配も出る。

立命館大の二宮周平名誉教授(家族法)は「共同親権制度の議論と併せ、DVや虐待対策の強化、養育費の支払い、第三者機関による面会交流支援など公的な援助のあり方を検討する必要がある」と唱える。